



平成26年9月9日

古賀市社会教育委員の会議  
議長 木下忠様

古賀市教育委員会

生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について

### 2 諮問の理由

市では、古賀市社会教育関係団体登録要綱（平成21年6月教育委員会告示第4号）を定め、登録団体に対して社会教育施設の使用料を減免するなどしてきたが、社会教育施設を取り巻く環境の変化や施設を使用する主体の多様化に伴い、制度運用に課題が生じている。

生涯学習の総合的な活動拠点として、（仮称）古賀市生涯学習センターを含む生涯学習推進ゾーンを整備することにあわせ、社会教育関係団体のあり方についてあらためて整理する必要があるため。

## 社会教育関係団体登録要綱の問題点について

### これまでの経緯

平成20年7月1日に第三次行財政改革大綱アクションプランに基づき社会教育施設の使用料を改定した際、減免対象として定められていた「社会教育関係団体」の判断基準が明確でなかったために、当該団体に減免を適用することを主要な目的として、「社会教育関係団体登録要綱」を定めた（この際に、社会教育委員の会議に諮問し、社会教育関係団体の判断基準及び要綱案について答申を受けている。）。

しかし、制定後5年が経過し、社会教育施設を取り巻く環境の変化や、施設を使用する団体等の多様化に伴い、現行の制度では以下のような問題点が存在している。

### 登録制度の問題点

- ・そもそもが、減免を適用する判断基準を明確にすることが目的の登録制度であるため、活動期間や構成員の人数等、「団体」としての要件で登録基準を定めざるをえず、社会教育関係団体を一方的に定義することになっている。
- ・「市民活動団体（NPO）」という概念がかなり浸透し、また行政による市民活動支援も施策として行われており、「市民活動団体」と「社会教育関係団体」との区分が難しくなっている。そのため、本来は「社会教育関係団体」より幅広い概念である「市民活動団体」が「社会教育関係団体」として登録されるケースが多々あり、実態と名称に乖離が生じている。
- ・本来は活動の中身（公益的・社会貢献的 etc.）で判断するべきであるが、「団体」としての一定の基準で減免を適用するか否かを判断しているため、結果として団体によっては不公平な取扱になっている可能性がある。
- ・市民活動（社会教育活動含む）の活発化・多様化が進行する現代社会においては、団体の数も活動内容も多種多様であり、行政が一つ一つの団体の状況を正確に把握することは今ではほぼ不可能である。そのため、活動の中身で減免の可否を判断することは難しく、無制限に対象が広がるおそれがある。

### 社会教育委員の会議で議論してほしいこと

- あらためて、「社会教育関係団体」の定義とは。他のグループ（公民館使用料減免登録団体、市民活動団体など）との違いは。
- 古賀市がめざす生涯学習社会の実現に向けた、これからの社会教育関係団体にたいせつなことは。